

社会福祉法人なかさと福祉会
役員等の費用弁償に関する規程

平成 13 年 9 月 21 日制定

平成 29 年 1 月 27 日改正

(目 的)

第 1 条 社会福祉法人なかさと福祉会理事・監事及び評議員（以下役員等という）に対する費用弁償及び支給方法は、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第 2 条 本法人役員等が招集に応じ、または職務に従事したときは、その都度別表によりこれを費用弁償する。但し、施設長の職務にあつて役員等に選任された者には適用しない。

2 費用弁償はすべて順路によってこれを計算する。

3 車賃は用務先まで自家用車を使用し、片道 2 km 以上を要する路程の場合に通算して支給する。但し 1 km 未満の端数は、これを切り捨てる。

4 本法人所有車を使用する場合は車賃及び交通費を支給しない。

5 車賃は交通費と重複支給しない。

6 宿泊料は、宿泊場所及び宿泊料金が指定された場合は、指定された実費とすることができる。

7 特別の事情によって前各項により難しいときは、現に要した実費の全部または一部を支給することができる。

(改 廃)

本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することがすることができる。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し平成 13 年 9 月 21 日開催の評議員会から適用する。

2. 従前の社会福祉法人なかさと福祉会役員等の費用弁償に関する規程（平成 9 年 10 月 30 日制定）は廃止する。

附 則（平成 29 年 1 月 27 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別 表 （第 2 条関係）

鉄道賃・船賃 航空賃・バス料金	車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	交 通 費 (1日につき)		宿 泊 料 (1夜につき)	
			県 外	県 内	県 外	県 内
社会福祉法人なかさと福祉 会職員旅費規程(平成11年2 月23日制定)による	円 25	円 5,500	円 1,500	円 1,200	円 12,000	円 10,000
備考 ・中魚沼郡、十日町市、東頸城郡、南魚沼郡、北魚沼郡、小千谷市、 長野県下水内郡栄村の区域内の旅行については、交通費を支給しない。						